

「やまがた森と川の学校」事業業務委託プロポーザル実施要領

【趣旨】

山口市は面積の約80%が森林であり、その森林からの恵みとして清らかな谷や川が存在しています。山口市の未来を担う児童が、これらの豊かな自然に恵まれた「ふるさと山県」に誇りをもち、仲間と協働して「考え」「行動」する自然体験を行うことによって自然の尊さや怖さについて学ぶため、「やまがた森と川の学校」事業を実施します。

この実施要領は、本事業の委託業者を選定するプロポーザル（公募型・企画提案型）方式により公正かつ公平に実施することを目的として必要な事項を定めるものです。

第1 プロポーザルの概要

1 委託業務名

「やまがた森と川の学校」事業業務委託

2 事業内容

別添「やまがた森と川の学校」事業業務委託仕様書のとおり

3 委託期間

契約締結の日～令和8年9月30日

4 委託金の予定価格及び支払方法

- (1) 委託金の額は、600,000円（消費税及び地方消費税込み）以内とする。
- (2) 委託金の支払は、契約額の7割を上限に概算払いできるものとし、概算払いしたときは、業務実績に基づき精算を行う。

第2 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加の要件

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げるすべての要件を満たしていること。

- (1) 自然体験事業等の実績があり、森林や川についての知識・技術があること又は自然観察指導員等の資格を有していること。
- (2) 事業内容についての守秘義務を遵守できること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う法人でないこと。
- (4) 山口市建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領（平成15年山口市訓令甲第22号）に基づく参加資格停止措置及び他の自治体において同様の措置を受けていないこと。
- (5) その他、市との協議に柔軟に対応できること。

2 企画提案書の作成

「やまがた森と川の学校」事業業務委託仕様書に基づき、以下のとおり、企画提案すること。作成する様式等は、日本工業規格A4縦型とし、使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。

(1) 企画提案書（様式1）

- ・ 法人・団体名、法人団体代表者職氏名、見積金額、提案書に関する連絡先を記載すること。

(2) 企画提案内容（任意様式）

① 事業実施に係る具体的な提案

- ・ 事業の企画・運営について仕様書に基づいて具体的に記載すること。
- ・ 事業の効果的な周知方法及び安全対策について記載すること。

② 事業の実施計画

- ・ 事業全体の具体的なスケジュールを記載すること。

③ 事業の実施体制（人員、管理体制、連携体制）

- ・ 提案者による管理体制、提案者及び市との連携体制など事業実施に係る全体の組織図を記載すること。

(3) 法人・団体の概要（任意様式）

- ・ 提案団体の概要
- ・ 委託業務を実施するにあたっての提案者の特色及び優位性
- ・ 事業実績（本事業に類する事業の実績）

※上から順に（1）から（3）の様式を纏め、下部中央にページ番号を記載すること。

3 応募にかかる手続等

(1) スケジュール

項目	日程
募集要領等の公表	令和8年4月1日（火）～ 同年4月10日（金）
質疑応答	令和8年4月1日（火）～ 同年4月3日（金）17時
企画提案書提出期間	令和8年4月6日（月）～ 同年4月10日（金）17時
企画提案説明会	令和8年4月13日（月）
審査結果の通知	令和8年4月下旬

(2) 募集方法

山縣市ホームページに掲載する。

(3) 質疑応答

- ① 質疑は書面（Eメール）にて行うこと。
- ② 質問に対する回答はホームページ上（本要領を記載している画面と同一画面上）に随時掲載する。

(4) 企画提案書・見積書等の提出

提出書類については、提出後の修正は認めない。

- ① 提案書 提案書の様式は、様式1～3のとおり
- ② 見積書 任意様式で作成すること。
- ③ 提出期間 令和8年4月6日（月）～ 同年4月10日（金）17時まで
- ④ 提出方法 郵送又は持参（期日必着、郵送の場合は簡易書留とすること。）

⑤ 提出部数 5部（正本1部、副本4部）

⑥ 提出先 山県市役所 学校教育課

〒501-2192 岐阜県山県市高木1000番地1

(5) 提出物の取扱い

① 企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とする。

② 提案図書の権利は提案者に帰属する。ただし、採用者の提案図書については、事業実施に反映させるため、その権利を山県市に帰属させることとする。

③ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(6) 見積書作成に当たっての注意事項

① 提案金額は、委託期間中の本事業に係る費用の見込み額とすること。

② 明細が分かるように作成すること。

③ 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。

第3 審査に関する事項

1 審査方法

審査にあたっては、次のとおり企画提案説明会を実施し、企画提案書の内容も十分考慮したうえで、最適な委託業者1者を選定する。なお、審査及び選定結果についての異議申し立ては認めない。

2 審査

(1) 審査員

山県市小学校長代表、山県市教育センター職員、山県市教育委員会学校教育課職員 等

(2) プレゼンテーション審査

書類の提出があった事業者に対し、日時、場所を別途通知する。

① プレゼンテーションの実施順は、届出があった順番とする。

② 時間は、原則として1事業者につき30分以内とし、時間配分は、説明が20分以内、ヒアリングを10分以内とする。

③ 各事業者の出席者は、3人以内（説明は、この事業を直接担当する者を中心）とする。

④ プレゼンテーションは、パソコン等を使用せず、提出された企画提案書をもとに行うこと。
また、追加資料の配付は認めない。

3 審査基準

評価項目、配点については、別表「審査基準」のとおりである。

4 応募者が1者又はない場合の取り扱い

応募者が1者のみの場合であっても審査は実施し、審査の結果において基準点の7割を満たすときは当該応募者を最優秀提案者とする。基準点に満たない場合又は提案者がいない場合は、再度公募を実施するものとする。

5 審査結果の通知

審査結果は、各事業者に文書にて通知する。

第4 契約等

審査の結果選定された最優秀提案者を本事業にかかる契約の相手方として、山県市契約規則（平成15年山県市規則44号）に準じ、契約を締結するものとする。また、山県市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年山県市訓令甲第13号）を適用するものとする。

委託契約書は精算条項を設けた概算契約とし、業務完了後、遅滞なく「精算報告書（任意様式）」を提出すること。

委託期間終了後に委託契約額を確定した結果、委託事業の実施により発生した収入がある場合、得られた収入から委託契約額を上回る事業費を差し引いた額を市に返還するものとする。

第5 失格事項

応募者が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- 1 提出書類の提出方法、提出期限等がこの要領に適合しないもの
- 2 提出書類に虚偽の記載がされているもの
- 3 見積書の記載金額が委託費上限を超えているもの
- 4 選定に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- 5 応募内容がこの要領の内容を著しく逸脱しているもの

第6 その他

- 1 委託事業の内容については、審査の結果選定された事業者との協議により、若干変更する場合がある。
- 2 本業務の実施に当たっては、本市と十分協議し、業務の仕様、スケジュール、手法その他必要な事項を決定すること。
- 3 提出された書類は審査の目的の範囲内で複写し、又は複製することがある。
- 4 応募の辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な取扱いはしない。

担当部署：山県市役所 学校教育課（担当者：土田哲也）

〒501-2192 岐阜県山県市高木1000番地1

T E L : 0581-22-6844

F A X : 0581-22-6851

Eメールアドレス：k-gako@city.gifu-yamagata.lg.jp